

一級河川鳴瀬川水系多田川ブロック河川及び一級河川北上川水系江合川圏域河川の緊急整備を求める意見書

平成27年9月11日に発生した関東・東北豪雨により、大崎市内を流れる一級河川鳴瀬川水系多田川ブロックの渋井川、渋川、名蓋川の3河川で合計8カ所が破堤し、床上浸水205戸、床下浸水490戸の住宅被災をはじめ、2,663ヘクタールの冠水による農作物被害等の大洪水が発生しました。

鳴瀬川水系多田川ブロックの多田川、渋川、境堀川、渋井川、名蓋川、大江川、長堀川では、明治の時代から度重なる洪水災害を繰り返し、近年では昭和61年8月の洪水により、冠水面積362ヘクタール、浸水家屋609戸、約8億円の被害を受け、平成2年9月の洪水では冠水面積24ヘクタール、浸水家屋31戸、平成3年10月の洪水では冠水面積50ヘクタール、浸水家屋10戸、平成9年6月の洪水では冠水面積301ヘクタールの冠水被害が発生しています。

また、江合川圏域河川の田尻川、美女川、佐賀川、出来川においても、昭和61年8月の洪水では冠水面積752ヘクタール、浸水家屋74戸、平成14年7月の洪水では冠水面積5ヘクタール、浸水家屋66戸の被害が発生しています。

このような中で、宮城県は平成13年度に「一級河川鳴瀬川水系多田川ブロック河川整備計画」を策定し、また平成21年度に「一級河川北上川水系江合川圏域（1）河川整備計画」を策定していますが、その内容はいずれも計画年度を30年間とし、10年に1度の大雨洪水に対応するとしています。今回の決壊等はその河川整備工事が行われていなかったことに原因があります。

また、全体の整備計画の遅れと計画基準の低さが今回の関東・東北豪雨災害の一因でもあります。

河川周辺や流域地域への市街地拡大による住宅等の建設が増加している中、市民の生命と財産を守るために、多田川ブロック及び江合川圏域の河川整備計画の見直しと、宮城県、国による災害対策特別緊急事業として安全・安心の河川整備を早急に実現されますよう強く要望するものです。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成27年10月8日

宮城県大崎市議会議長 佐藤 清 隆

内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
宮城県知事

} 殿